

## 河内町告示第 2 2 号

平成 2 8 年第 3 回（5 月）河内町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成 2 8 年 5 月 1 3 日

河内町長 雜 賀 正 光

1. 期 日 平成 2 8 年 5 月 2 3 日

2. 場 所 河内町議会議場

3. 事 件

専決処分の承認を求めることについて

（平成 27 年度河内町一般会計補正予算（第 10 号））

専決処分の承認を求めることについて

（平成 27 年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号））

専決処分の承認を求めることについて

（河内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

専決処分の承認を求めることについて

（河内町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例）

専決処分の承認を求めることについて

（河内町税条例等の一部を改正する条例）

専決処分の承認を求めることについて

（河内町固定資産評価委員会条例の一部を改正する条例）

町有財産（旧長竿邸）の無償貸付について

平成28年第3回  
河内町議会臨時会会議録

平成28年5月23日 午前11時02分開会

1. 出席議員 12名

1番	篠原佳治君	2番	高橋利彰君
3番	高橋稔君	4番	野澤良治君
5番	小更雅之君	6番	諸岡周示君
7番	雑賀茂君	8番	服部隆君
9番	星野初英君	10番	福智正之君
11番	大野佳美君	12番	宮本秀樹君

1. 欠席議員

なし

1. 出席説明員

町長	雑賀正光君
総務課長	岩橋弘君
企画財務課長	北澤雅志君
都市整備課長	吉田茂久君
秘書広聴課長	石山正光君
水道課長	長峰博美君
経済課長	諏訪洋一君
教育課長	大野繁君
教育委員会事務局長	萩原治夫君
町民課長	林博行君
福祉課長	大槻正己君
出納室長	石山和雄君
子育て支援課長	秋山豊君

1. 出席事務局職員

議会事務局長 小島孝裕

## 1. 会議録署名議員

8番 服部 隆 君

9番 星野 初英 君

## 1. 議事日程

---

### 議 事 日 程

平成28年5月23日（月曜日）

午前11時02分開会

#### 議事日程

日程1. 会議録署名議員の指名について

日程2. 会期の件について

日程3. 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて

（平成27年度河内町一般会計補正予算（第10号））

日程4. 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて

（平成27年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第3号））

日程5. 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて

（河内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程6. 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて

（河内町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例）

日程7. 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて

（河内町税条例等の一部を改正する条例）

日程8. 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて

（河内町固定資産評価委員会条例の一部を改正する条例）

日程9. 議案第1号 町有財産（旧長竿邸）の無償貸付について

## 1. 本日の会議に付した事件

日程1. 会議録署名議員の指名について

日程2. 会期の件について

日程3. 報告第1号

日程4. 報告第2号

日程5. 報告第3号

日程6. 報告第4号

日程7. 報告第5号

日程8. 報告第6号

日程 9. 議案第 1 号

---

午前 11 時 02 分開会

○議長（野澤良治君） おはようございます。ただいまより、平成28年第3回河内町議会臨時会を開会いたします。

本日の出席議員は12名です。よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

○議長（野澤良治君） 日程 1、会議録署名議員の指名でございますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） それでは、

8 番 服 部 隆 君

9 番 星 野 初 英 君

両名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

---

○議長（野澤良治君） 日程 2、会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日 5 月 23 日の 1 日といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日 5 月 23 日の 1 日と決定いたしました。

なお、本日の会議内容は、お手元に配付の議事日程のとおりでありますので、ご了承くださいようお願いいたします。

---

○議長（野澤良治君） 日程 3 から日程 9 の審議に入るに当たり、執行部より提案理由の説明を求めます。

雑賀町長。

〔町長雑賀正光君登壇〕

○町長（雑賀正光君） 皆さんおはようございます。本日は、平成28年第3回河内町議会臨時会にお集まりをお願いいたしましたところ、議員の皆様には、ご参集を賜り厚く御礼を申し上げます

熊本地震から 1 カ月以上がたちました。当町といたしましても発生から 5 日後の 4 月 19 日には、熊本県宇土市に支援物資として 2 リットルの飲料水 1,900 本とビスケット 4,800 食

を送りましたが、現在も22の市町村で1万人の方々が避難所生活を送っています。

亡くなられた方には心からお悔やみを申し上げ、また避難されている方が一日でも早くもとの生活に戻れることを願ってやみません。

それでは、本日ご提案いたしました議案等の概要につきましてご説明申し上げます。

報告第1号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出の予算の総額に6,959万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ51億4,333万8,000円とするものであります。

第1表の歳入予算の主なものにつきましては、地方消費税交付金3,148万2,000円、地方交付税4,199万円を増額し、県支出金3,142万1,000円を減額するものであります。

歳出予算につきましては、総務費の総務管理費として基金積立金1億146万8,000円を増額し、農林水産業費の地域農業担い手育成事業費として交付金3,142万円を減額するものであります。

第2表の繰越明許費につきましては総務管理費補助金、農業費補助金の内示額計上による変更であります。

以上、平成27年度河内町一般会計補正予算（第10号）を平成28年3月31日付で専決処分したので報告するものであります。

報告第2号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

本件は、公共下水道建設事業費313万2,000円の繰越明許の設定を行うため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を平成28年3月31日付で専決処分したので報告するものであります。

報告第3号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

本件は、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成28年3月31日に公布されたことに伴い、専決処分により河内町国民健康保険税条例の一部を改正したので報告するものであります。

報告第4号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

本件は、茨城県医療福祉対策要綱等の一部改正について平成28年3月25日に施行されたことに伴い、専決処分により河内町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正したので報告するものであります。

報告第5号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

本件は、地方税法の一部を改正する法律等が平成28年3月31日に公布され、いずれも原則として同年4月1日から施行されたことに伴い、専決処分により河内町税条例等の一部を改正したので報告するものであります。

報告第6号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

本件は、行政不服審査法が平成28年4月1日に施行されたことに伴い、専決処分により河内町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正したので報告するものであります。

議案第1号 町有財産（旧長竿邸）の無償貸付について。

本件は、町有財産（旧長竿邸）を無償貸付することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、報告6件、議案1件についてご審議方よろしくお願いを申し上げます。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

提案理由の説明は終わりました。

---

○議長（野澤良治君） 日程3、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて、専決処分第1号、平成27年度河内町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

北澤企画財務課長。

○企画財務課長（北澤雅志君） 報告第1号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

報告第1号は、平成27年度河内町一般会計補正予算（第10号）でありまして、3月補正後の予算額に6,959万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ51億4,333万8,000円とするものであります。

第1表の歳入予算につきましては、地方消費税交付金3,148万2,000円、地方交付税の特別交付税及び震災復興特別交付税4,199万円、国庫補助金の地方創生加速化交付金1,000万円を額決定によりそれぞれ増額計上をし、県支出金の県補助金は担い手確保・経営強化支援事業費補助金3,142万円を額決定により減額計上するものであります。

寄附金につきましては、ふるさと寄附金確定額として146万8,000円を増額計上し、繰越金は、前年度決算額として1,615万8,000円を増額計上するものであります。

歳出予算につきましては、総務費の総務管理費として、公共施設整備基金1億円、ふるさと寄附基金146万8,000円を積み立て計上、補助金は、歳入で説明のとおり地方創生加速化交付金の交付決定に伴い1,000万円を計上するものであります。

衛生費の環境衛生費につきましては、事業費の減により繰出金1,045万5,000円を減額し、農林水産業費の農業費として、担い手確保・経営強化支援事業費補助金3,142万円を額決定により減額計上するものであります。

第2表の繰越明許費につきましては、総務管理費補助金、農業費補助金の内示額計上による変更であります。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

報告第1号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

報告第1号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて、専決処分第1号、平成27年度河内町一般会計補正予算（第10号）は原案のとおり承認することに決しました。

---

○議長（野澤良治君） 日程4、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて、専決処分第2号、平成27年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

吉田都市整備課長。

○都市整備課長（吉田茂久君） 報告第2号、専決処分書においてご説明させていただきます。

地方自治法第179条第1項の規定により平成27年度河内町下水道事業特別会計の一部を翌年度に繰り越すものでございます。

内容は次ページ、第1表、繰越明許費、款1下水道事業費、項2下水道建設費、事業名といたしまして公共下水道建設事業費を313万2,000円繰り越すものでございます。

以上です。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

報告第2号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

報告第2号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて、専決処分第2号、平成27年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり承認することに決しました。

---

○議長（野澤良治君） 日程5、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて、専決処分第3号、河内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

林町民課長。

○町民課長（林 博行君） 報告第3号、河内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

地方税法の改正に伴い、国民健康保険税における基礎部分の賦課限度額を「52万円」から「54万円」に、後期高齢者支援金分の賦課限度額を「17万円」から「19万円」に引き上げるとともに、低所得者の保険税負担を軽減するために、減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更をするものであります。

この条例につきましては平成28年4月1日から施行です。

以上です。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

報告第3号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

報告第3号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて、専決処分第3号、河内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は原案のとおり承認することに決しました。

---

○議長（野澤良治君） 日程6、報告第4号 専決処分の承認を求めることについて、専決処分第4号、河内町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

林町民課長。

○町民課長（林 博行君） 報告第4号、河内町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

茨城県医療福祉対策要綱等の改正に伴い、法律名称を改めるものであります。この条例の施行期日は平成28年3月25日です。

以上です。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

報告第4号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

報告第4号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、報告第4号 専決処分の承認を求めることについて、専決処第4号、河内町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり承認することに決しました。

---

○議長（野澤良治君） 日程7、報告第5号 専決処分の承認を求めることについて、専決処分第5号、河内町税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

北澤企画財務課長。

○企画財務課長（北澤雅志君） 報告第5号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。河内町税条例等の一部を改正する条例の概要説明でございます。

本件は、地方税法等の一部改正により河内町税条例等の一部を改正したものです。

主な改正点は次のとおりです。

本則では、地方税法において、独立行政法人労働者健康安全機構が、一定の業務の用に供する固定資産税について、非課税措置を講ずることとした法律改正に合わせて河内町税条例も改正いたしました。

附則の中では、地方税法の附則において、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する一定の発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について示され、特例の割合については各市町村が条例で定めることとされたため、わがまち特例の割合を定める規定を改正いたしました。

特例の割合につきましては、地方税法の割合を参酌して、太陽光発電設備と風力発電設備については3分の2、水力発電設備と地熱発電設備とバイオマス発電設備については2分の1といたしました。

第2条につきましては、平成28年度与党税制大綱において一部の手続における個人番号の利用の取り扱いを見直す方針が示されたこと等を踏まえ、平成27年度に改正した河内町税条例等の一部を改正するものでございます。

施行期日につきましては、平成28年4月1日から施行いたします。ただし、第2条につきましては公布の日といたします。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

報告第5号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

報告第5号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、報告第5号 専決処分の承認を求めることについて、専決処分第5号、河内町税条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり承認することに決しました。

---

○議長（野澤良治君） 日程8、報告第6号 専決処分の承認を求めることについて、専決処分第6号、河内町固定資産評価委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

北澤企画財務課長。

○企画財務課長（北澤雅志君） 報告第6号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。河内町固定資産評価委員会条例の一部を改正する条例の概要でございます。

本件は、平成28年4月1日に行政不服審査法が施行されたことに伴う所要の規定の整備を行ったものです。

主な改正点といたしましては、河内町固定資産評価委員会条例の引用条項の整備を行ったものであります。

施行期日につきましては、平成28年4月1日から施行いたします。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

報告第6号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

報告第6号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、報告第6号 専決処分の承認を求めることについて、専決処分第6号、河内町固定資産評価委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり承認することに決しました。

---

○議長（野澤良治君） 日程9、議案第1号 町有財産（旧長竿邸）の無償貸付について

を議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

北澤企画財務課長。

○企画財務課長（北澤雅志君） 議案第1号 町有財産（旧長竿邸）の無償貸付についての概要説明についてご説明申し上げます。

本件は、平成23年12月に寄附を受けた旧長竿邸の利活用について検討を進めておりましたが、国の「一億総活躍プラン」において創設された地方創生加速化交付金の実施計画（町に寄贈された古民家を活用した情報発信拠点及び地域産品食堂を中心とした「小さな拠点」事業）が採択され、平成28年3月22日付で交付申請したところでございます。

事業を開始するに当たり、町内において当該施設貸し付けの募集をかけたところ希望者はなかったため、かねてから旧長竿邸の活用を希望する貸し付け相手方を事業推進の主体とすることにより、当該施設の有効活用及び施設の維持管理等において軽減が図られることから、無償貸し付けすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

議案第1号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号 町有財産（旧長竿邸）の無償貸付については、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（野澤良治君） 以上をもちまして、本臨時会の全日程が終了いたしました。

これにて平成28年第3回河内町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時27分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

河内町議会議長

署名議員

署名議員